

総務経済常任委員会会議記録（概要）

令和2年6月10日（水）

開 会（午前9時0分）

（副委員長あいさつ）

（委員あいさつ）

（席次の決定）別紙のとおり

**【議 事】**

○議案第65号「所沢市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」

**【補足説明】** な し

**【質 疑】**

西沢委員

今回の条例改正は防疫手当を防疫作業手当に変えて、消毒作業以外の部分も含ませる改正だが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第9項まで（第6項を除く）に定める感染症はエボラ出血熱やペストやコレラも含まれていると思うが、条例制定後これまでに実績はあるか。

並木職員課長

これまでの実績はありません。

西沢委員

今回、新型コロナウイルスの防疫作業手当の特例が新設されて、その

費用と比較すると、結構ペストやコレラやエボラ出血熱も怖い病気だが、新設の部分と比較すると500円というのは乖離がある。そのことについてはいかがか。

並木職員課長

これまでの金額は国で290円という低額でやっていたので、当市においても金額の水準は同程度だったと考えています。今回、国において新型コロナウイルス感染症の特例の措置については同じく3,000円、接触する場合は4,000円の特例措置を設けているので、そちらに準じた金額として今回の特例の措置を提案しました。

西沢委員

特例措置と比べると従来の防疫作業手当が低額だと思うが、あくまでも国に言わせるとこうになってしまうので、市の考えの範疇内ではないということか。

並木職員課長

金額は人事院で決められた金額に準じて、国との均衡を図って金額を積算しました。

石本委員

今まで防疫手当の時に見込まれていた職種と、今回のコロナだと対象となる職員の課が広がるイメージがある。今までの防疫手当は関係なかったが、このコロナで新しく対象となる可能性がある部署は例えばどういう部署か。そのようなものはないのか。

並木職員課長

今回の防疫作業手当については、万一、職員が新型コロナウイルスに感染した場合に、保健所からの指導により職員が防護服を着て消毒作業等を行わなければならない場合を想定しますと、全ての所属が対象になってくる可能性があるのではないかと、いうところが違っているところではないかと考えています。

石本委員

事後でわかった時も対象になるのか。例えば外で作業をしていた場所の近くで消毒されたことが1週間くらいしてわかった。そうすると遡ってこれがわかれば支給されるということか。

並木職員課長

あくまで職員が、そういった状況が発生して、防護服を着て消毒作業を行った場合ということであり、遡ってそういったことが実施されたことがわかれば範囲内で手当は支給されるものと考えています。

城下委員

緊急事態宣言が発動されて、市役所の職員も感染リスクを回避するため班分けをして在宅ワークをしていたと思うが、そういった体制をとれていたところととれていなかったところもあると思う。今回の条例改正の部分にもリンクしているのかと思うが、体制がとれているところととれていないところの状況は把握されたのか。

並木職員課長

在宅勤務につきましては、緊急事態宣言下では5割を目途に実施しておりましたが、引き続き業務に支障のない範囲ということで現在も継続しているところです。したがって、これからそういったものを集計して状況について把握していきたいと考えています。

城下委員

今回4,000円、3,000円、どこかで500円とあったようだが、それぞれの勤務形態によって、所管する部署によってこの3,000円、4,000円の直接関わってくる所管課があると思うが、その辺はある程度想定はしているのか。市民医療センターがメインだと思うが、あとは健康推進部や清掃関係もそうなるかと思うが、主にこういったところがメインとして関わってくるというふうに理解されているのか。

並木職員課長

やはり中心は市民医療センターになってくるものと思います。また、今回の想定といたしましては、保健センターの保健師が埼玉県からの要請により、保健所への派遣業務を行った際にその業務の中でこういった危険な状況におかれ従事した場合に手当が支給されるということを想定しており、主には市民医療センター、保健センターで想定しておりますが先ほども申しあげましたとおり、職場で職員の感染が出るような状況があった場合には、どの所属においてもそういった可能性が出てくると考えています。

中村委員

感染の疑いのある者の身体に接触して行う作業というところの定義づけについて御説明いただきたい。感染の疑いがあると言ってしまうと来ている人すべてそうなのでいくらでも手当が出せてしまう。きちんとした内規のようなものをもって対応していただかないと、いくらでも言い訳が出来てしまうし、例えば職場の中で職員が感染をして、その職員と一緒に仕事をしていた人はまさにこの状況になる場合があって、それでみなさん特殊勤務手当が支払われる状況になる可能性もある。どうやってそこを定義づけするのかということと、職員の中で感染した場合にその人と一緒に仕事をしていた人は特殊勤務手当が発生するのか、その二つについて御説明いただきたい。

並木職員課長

疑いなどの定義づけにつきましては、市民医療センター等であれば受診をした際に患者の状況により、可能性を判断していきます。

また、今回の手当の対象につきましては感染者が発生した場合、職場等を保健所の指導等に伴って消毒作業等を実施した場合に、その作業を実施した職員に対しての手当ということですので、一緒に働いていた職員に感染者が出た場合につきましては、その者が消毒作業をするわけではありませぬので、その同僚については手当は支給されないということになります。

中村委員

それを条例上の文言はともかく内規のようなもので定めておかないと、

結局現場の裁量の幅というものが大きくなってしまふ。ある程度、内規のようなもので、消毒作業だけだったら消毒作業と書けばよい。裁量を持たせる必要性も私はあると思うが、ただ、それをこのまますべて何もない状態で認めてしまふと何でもありになってしまうので、その辺については実際の運用にあたってどういう考えなのかその辺についてお聞かせいただきたい。

並木職員課長

裁量については条例の中におきましても、市長が定めるものに従事したというところを入れておりますので、そちらについて対象となるかきちんと定義づけして運用してまいりたいと考えています。

**【質疑終結】**

**【意見】** な し

**【採決】**

議案第65号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午前9時12分）

（説明員交代）

再 開（午前9時13分）

○議案第74号「埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について」

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意 見】なし

【採 決】

議案第74号については、全会一致、可決すべきものと決する。

休 憩（午前9時14分）

（説明員交代）

再 開（午前9時15分）

○議案第72号「所沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する  
条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第72号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決  
する。

休 憩（午前9時16分）

（説明員交代）

再 開（午前9時18分）



○議案第66号「所沢市税条例等の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

城下委員

議場で質疑があったが、今回ひとり親家庭に対する対応について充実された面もあったが、寡婦控除について所得が500万円以下の方に対して所得制限を設ける。これまで対象であった方のうち178人が対象外になるので、一定の所得はあるにしても控除されていたものがなくなり、寡婦という状況もあり、代わりの支援策みたいなものはあるのか。これから検討するのか。

近藤市民税課  
長

このたび500万円の所得制限が設けられましたが、それに代わる措置は現時点では特にありません。

城下委員

全体としては充実の方向だが、一方でこういった方たちは対象外になるので、何らかの手立てが必要だと私たちは考えているが、国に対してそういったものを求める検討をこれからするのか。

近藤市民税課  
長

現時点では国に対しての働きかけ等の検討はしていません。所得要件は国で議論がありまして、男性の場合は所得制限があって、女性はなかったことで男女間の不公平を解消する趣旨で設けられたものです。その他の理由としては、そもそも市民税の非課税規定、あるいは寡婦控除については

制度の趣旨が経済的に厳しい方への措置として設けられたものです。所得500万円は給与収入に換算すると700万円弱であり、そういった意味で国が制限を設けたものです。

城下委員

個人市民税におけるイベント中止等に伴う払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の創設について、一定以上の規模のものとは具体的にどれぐらいの規模を想定しているのか。

近藤市民税課  
長

1,000人以上のイベントでなければいけない、2,000人以上でなければいけないといったことはなく、極端に言うと数名単位のイベントでも払い戻しの制度があるものについては対象となります。

城下委員

イベントを主催する側には大きな支援策の一つになる。市も率先して広げていく必要があると思うが、この周知方法について、どのようなものを考えているか。

近藤市民税課  
長

国においては文化庁、スポーツ庁のホームページで周知していますが、市としては同じようにホームページでイベントの払戻請求権を放棄した場合には控除が受けられることをこれから周知する予定です。

城下委員

ミュージズがあつて、いろいろな文化芸術関係の方たちが利用している

し、市内にもそういったイベントをやっている方がいるので、そうした方たちにもホームページだけではなくて、市としてもつながりがあるので何らかの方法で周知すべきと考えるがいかかがか。

近藤市民税課長 現時点ではホームページでの周知を進めていますが、ホームページ以外での周知というものも当然あるので検討していきたいと考えています。

西沢委員 未婚のひとり親家庭の控除がようやく税制上の対象となったが、現在未婚のひとり親家庭は142世帯か。

近藤市民税課長 こども未来部に確認した数字ですが、4月末現在で児童扶養手当の受給者の中の未婚のひとり親世帯は142世帯です。

西沢委員 今回の改正で対象外となる方が178人いるとのことだが、対象外になったのは所得制限が設けられた500万円を超える方か。

近藤市民税課長 178名が所得500万円超で、今回所得制限が設けられたことで、控除が受けられなくなります。

西沢委員 改正後の中身を見ると寡婦で扶養家族としての子供がいる場合も、いない場合も、また子供そのものがない方も控除の対象となっているが、未

婚の場合は実際に子供がいる場合のみ対象となっている。この制度の違いについて国から説明はあったか。

近藤市民税課  
長

今回未婚のひとり親も含めた控除が創設されましたが、以前からあった寡婦控除、要するに扶養する子供がいない寡婦控除が残っている形です。死別の場合、扶養親族が一切いない方でも控除が受けられます。離別の場合、所得500万円以下の要件が加わり、子供以外の扶養親族がいる方が対象です。改正前のものが女性に限って引き継がれた形です。

西沢委員

大きな変化を一度にはしないという趣旨だと思った。もう一つわかりづらかったことは、住民票の記載事項の中に夫または妻という記載があった場合に、未届けというのは婚姻届だと思うが、婚姻届が出されない夫あるいは妻の記載があっても、事実婚であっても対象外とすると書いてある。例えば夫や妻と書いていないで、事実上同居の形の方については寡婦控除の対象となるのか。

近藤市民税課  
長

住民票で「夫（未届）」あるいは「妻（未届）」という記載があるものについては対象外になりますが、課税当局で執行可能な枠組みで事実婚状態を確認するということです。単発の現地調査に行って事実婚状態であるかどうかの確認は課税当局としては難しいところがあるので、住民票の記載をもとに判断することになります。

西沢委員	低未利用土地等についてだが、市街化区域内の500万円以下の未利用土地についての長期譲渡所得について100万円の特別控除を設けるといふことだったと思うが、所沢市内で実際に対象となる土地があるのか疑問に思うが実態はいかがか。
近藤市民税課長	所沢市は東京近郊という立地条件もあって、低未利用土地は少ないと想像しますが、実際にどれくらいあるかということについては、特別統計的データはありませんので、お示しすることができません。
当麻財務部次長	都市計画区域が対象で、所沢市は全域が都市計画区域に指定されているので調整区域も含めて対象となります。
石本委員	日東地区の裏側は道路が細くて、家を建て替えようとしても接道要件が厳しい。あのような土地がこれから10年、20年、30年と経って、家が解体されて更地になっていたら低未利用土地なのか。駐車場ならば利用しているが、低未利用土地の定義を教えてください。
近藤市民税課長	居住の用、事業の用、その他の用に供されていない土地で、都市計画区域内の土地です。全く使われていないわけではないですが、周辺の同様の土地と比べて著しく利用の程度が劣っていることが低未利用土地の定義

	です。
石本委員	対象になる100万円の控除を受けられる。微妙なところはだれがどうするのか。
近藤市民税課長	低未利用土地であるかの判断は所在する市町村が確認することになっています。売却前にどのような用途に使われていたのか。あるいは売却後、どのような用途で使用するのか、関係書類を提出してもらい、その内容を確認して低未利用土地の判断をします。
城下委員	周辺の同様の土地と比べて著しく利用の頻度が劣る土地が売れる可能性はどれくらいあるのか。
近藤市民税課長	低未利用土地の課題として、売却収入に比べて譲渡費用、測量費や解体費、税負担等が大きくなっていることがネックとなって売却が進まないことがあります。特別控除を創設したことによって、売買が活発になるかどうかは想定が困難ですが、低未利用土地の特別控除の創設は地方で空き地、空き家、利活用されていない土地が人口減少社会の到来に伴って増えているので100万円の特別控除、税制上の優遇を設けたものです。
城下委員	売却を促進するための方法で、場所的には地方に多いので所沢にはあま

	りないのではないかとという受け止め方をしているのか。
近藤市民税課 長	そのとおりです。
石本委員	所有者不明土地等にマンションは含まれるか。
池田資産税課 長	マンション等も含まれます。
石本委員	昭和40年代に建てられて、マンション問題もいろいろと発生しているが、今後このようなケースが発生していく可能性の見込みをどのように思っているのか。
池田資産税課 長	所有者が亡くなったときに現制度では、相続人に納税通知書をだれに送るかについて、相続人代表者指定届を行っています。そのことに加えて所有者を申告するものなので、現在申告を行っていただいているものと、それほど変わらないと思っています。昨年度の実績は、通知を送付した件数が約900件で1,000件弱です。
石本委員	私のような独身者がマンションに住んでいて、死んだ場合は当然子供も

いない、親もいないので相続人を探して、場合によっては甥、姪となることもある。突然死んで、誰も嫌だというケースはあまりないのか。

池田資産税課  
長

相続が発生すると相続人には相続放棄という選択もあります。相続放棄をすれば、固定資産は相続人の所有ではなくなるので、相続財産管理人等がしかるべき手続きをして、売却などの整理をします。固定資産税の賦課期日の1月1日現在に遺産整理が整わなければ、相続人に固定資産税の納税義務が発生します。

城下委員

1月1日までに誰が相続するか、相続放棄するかが決まっていない場合には、相続人代表者が決まるまでは永遠に続くのか。

池田資産税課  
長

所有者が亡くなった場合、固定資産は相続人の共有資産になります。複数の相続人がいる場合、1月1日現在で遺産分割、遺産整理が整わなければ、複数の相続人が納税義務者になります。遺産分割が行われて、相続登記が行われれば、翌年からはその所有者に納税義務が発生します。

西沢委員

相続が確定しないで、何十年も経つうちに法定相続人がものすごい数になることもあると思うが、固定資産税の納入に時効はあるか。

池田資産税課

固定資産税に時効はありません。



長

当麻財務部次

補足しますが、課税の時効と、徴収の時効があります。この場合には課

長

税の時効をお尋ねかと思えます。死亡後速やかに相続登記や遺産分割が行われるとは限らないので、その間はある意味、所有権が確定しない状態ですが、複数の法定相続人がいれば、それぞれが連帯して納税義務を負うこととなります。その者たちに課税の通知を送れば、課税は成立します。そのまま納付がなければ5年で時効になってしまうので、そのあとは通常の納税者と一緒に徴収させていただく流れになります。

中村委員

東所沢駅前の土地や旧市役所跡地や幼稚園の跡地は一般的な低未利用土地なのか。

近藤市民税課

低未利用土地の譲渡には譲渡価格が500万円以下で、所有期間が5年

長

以上という条件があるので旧市役所跡地は500万円以下に当てはまらないと思えます。現在、旧庁舎は耐震の問題もあり使用していないことを考えると低未利用土地に含まれると考えています。

当麻財務部次

補足いたしますが正直、国からも明確な基準が示されず、法令の規定も

長

実に曖昧で数値基準はないのですが、低未利用土地を何とかしようという趣旨は土地の価値が下がっている社会的な背景で、所有者不明土地や所有

者が不明な空き家を減らすことです。幼稚園跡地や旧庁舎跡地は土地としては場所的にも、形状的にも十分利用しうる潜在能力があるのですが、たまたま今利用していない、利用方法が決まらないというだけでは、未利用であることは事実ですが、税制上の低未利用土地には当たらず優遇はおそらく受けられないと考えられます。

大館委員

法定相続人が複数いた場合に通知は誰宛か。

池田資産税課  
長

まずは現地に住んでいる方、被相続人と同居していた方、または所沢市在住の方という形で連絡がつきやすい順に連絡しています。

石本委員

たばこ税における軽量な葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法の見直しに伴う所要の改正を行った場合に、幾ら収入が増えるか。

近藤市民税課  
長

国の試算では全国で約9億円の税収増の見込みがあります。所沢市の人口で割り返すと約245万円です。

石本委員

葉巻たばこは刑事コロンボが吸っているようなものか。

近藤市民税課  
長

今回税制改正になったたばこは軽量な葉巻たばこで、1g未満のものなので太さのある大きな葉巻ではなく、見た目は普通の紙巻きたばこと全く

同じような形状をしています。軽量な葉巻たばこは重量課税なので、現行の制度ですと1本あたり0.5gだと紙巻きたばこ0.5本分に換算して課税されるので税額が半分になる制度です。

石本委員

重量比例課税から本数課税になると増税となるが、葉巻たばこ1箱当たりの値段が上がると思うが、幾らぐらいになるか。

近藤市民税課  
長

経過措置がありますが最終的には、普通の紙巻きたばこ1箱の値段と同じ値段、四百数十円ぐらいになります。

石本委員

今は幾らか。

近藤市民税課  
長

350円、もう少し安い280円程度のものがあります。

#### **【質疑終結】**

#### **【意見】**

城下委員

日本共産党所沢市議団を代表して、議案第66号に賛成の立場から意見を申し上げます。今回の一部改正の主な内容はひとり親家庭への控除の拡充といった前進面もあります。しかし一方では寡婦控除に対して、500万円という所得制限が導入されて、今までの対象者178人が対象外となります。一定の所得があるということですが、そうは言っても寡婦という

状況の中で厳しい状況もありますので、先ほど質疑の中で国に対しての何らかの支援策等について質疑をさせていただきましたが、ぜひいろいろな支援策を国に対しても求めていただきたいと思います。もう一つ個人市民税におけるイベント中止等に伴う払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の創設は事業者、主催者側にとっても大きな支援策の一つになると評価しています。そうした意味では周知の方法、市もホームページやそれ以外の周知も検討するという声をいただきましたので、ぜひともこういった制度を活用して、文化芸術の応援をさらにしていただきたいと思いますということ申し添えて賛成いたします。

**【意見終結】**

**【採 決】**

議案第66号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第69号「所沢市督促及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例  
制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第69号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決  
する。

休 憩（午前9時54分）

（説明員退席）

再 開（午前9時55分）

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙のとおり申し出ることとした。

散 会（午前9時56分）